

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律
規制の名称	不当表示による顧客の誘引を防止するための規制の新設
規制の区分	新設
担当部局	消費者庁景品表示法プロジェクトチーム
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずる必要があるため、今回の法改正を行うこととしており、具体的には以下のような規制の新設を行う。</p> <p>① 課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算する。          ② 報告の徴収及び立入検査等の権限の行使対象範囲に是正措置計画の認定等※の取消事由を判断する場合も含める。          ※「是正措置計画の認定等」の措置とは法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画等を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこととするもの。</p> <p>①の規制の新設を行わない場合、現行の課徴金納付命令を受けてもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ている事業者が違反行為を繰り返し行うことを抑止できず、不当表示規制の実効性を確保することが難しくなる。          ②の規制の新設を行わない場合、是正措置計画等が適切に実施されていない等の是正措置計画等の取消事由が存在するか判断できないこととなり、是正措置計画等の適正な実施を担保できなくなる。</p>
直接的な費用の把握	<p><b>【遵守費用】</b>          上記①の規制は、繰り返し不当表示を行った事業者に対する課徴金を加算するものであるが、禁止される不当表示の内容は現行の規制から変わらないため、新たな遵守費用は発生しない。          上記②の規制については、現行の規制においては、行政調査等を経て行われる行政処分に対応しなければならないのに対して、上記②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度の導入により行政処分が行われず早期に行政調査等が終了されることから、現行の規制よりも遵守費用が低下すると想定される(報告の徴収等の結果認定が取り消され、行政調査を経て行政処分がなされることとなっても、現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な遵守費用は発生しない。)</p> <p><b>【行政費用】</b>          上記①の規制は、課徴金額を加算するものであるが、禁止される不当表示の内容及びその認定に係る業務は現行の規制から変わらないため新たな行政費用は発生しない。          上記②の規制については、現行の規制においては、行政調査等を経て行政処分を行うのに対して、上記②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度の導入により、行政処分を行わず早期に行政調査等を終了することから、現行の規制よりも行政費用が低下すると想定される(報告の徴収等の結果認定を取り消し、行政調査を経て行政処分を行うこととなっても、現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な行政費用は発生しない。)</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>上記①の規制は不当表示規制の実効性を確保するために、上記②の規制は是正措置計画の適正な実施を担保するために新設するものであるが、いずれも表示等の適正化を通じて商品及び役務の取引における一般消費者による自主的かつ合理的な選択の一層の確保につながる効果が期待される。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>上記①及び上記②の規制は、違反行為を繰り返した事業者や、認定した是正措置計画等に従って措置を実施していない疑いがある事業者等を対象とするものであり、いずれも事業者の適正な広告等の事業活動等に影響を与えるものではないため、副次的な影響及び波及的な影響については想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>今回の規制の導入に伴い、新たな費用は発生しない又は発生するとしても現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な費用は発生しない。他方、規制を導入することにより商品及び役務の取引における一般消費者による自主的かつ合理的な選択の一層の確保につながる効果が期待される。したがって、今回の規制の導入は費用よりも効果が明らかに大きいと考えられる。</p>

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律
代替案との比較	<p>上記①の規制に関しては、罰則を新たに設けることも考えられるが、謙抑性の原則の観点より、他の効果的手段がある場合には規制手段として採用すべきではない。したがって、上記①の規制手段を設けることが適当である。</p> <p>上記②の規制に関しては、任意調査により取消事由を確認することも考えられるが、任意調査では事業者の協力が得られない場合に取消事由が存在するか否か判断できなくなることから、上記②の規制手段を設けることが適当である。</p>
その他の関連事項	<p>消費者庁において、令和4年3月から12月まで、経済団体、消費者団体及び学者等の有識者で構成される「景品表示法検討会」を開催し、景品表示法を取り巻く社会環境の変化等に対応した法制度の在り方について検討を行った。</p> <p>検討会において、不当表示の抑止力を高めるため、繰り返し違反行為を行う事業者に対しては割り増した課徴金の算定率を適用すべき、自主的に十分な内容の取組を確実に実施できると見込まれる事業者については事業者の自主的な取組を促すいわゆる確約手続(すなわち、上記②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度)を導入すべきであるといった内容の報告書が令和5年1月に取りまとめられている。今回の規制の新設は、当該検討会の報告書を踏まえて立案しているものである。</p>
事後評価の実施時期等	本改正法の施行後5年を経過した場合において、本法の施行の状況について検討を加えることとする(本法の附則においても同旨を規定する。)